

## 新型コロナウイルス感染症に係る経済対策について

## 1 中小企業経営近代化融資緊急対策融資及び緊急対策融資に係る利子補給の実施期間延長について

## ①延長の理由

町融資緊急対策融資(新型コロナウイルス感染症)については、当初、令和2年3月25日から令和2年12月31日を実施時期としていたものを、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることから、実施時期を令和3年6月30日まで延長しています。

また、より金融支援の強化が必要なことから、緊急対策融資(新型コロナウイルス感染症)に係る利子補給の補給率を10分の10に拡大し、実質無利子とすることで、中小企業者の金融支援を実施しています。

これらの取組により、中小企業の金融支援を行っていますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化し、金融支援の継続が必要なことから、緊急対策融資(新型コロナウイルス感染症)の実施時期を、国のセーフティネット保証制度の指定期間にあわせ、令和3年12月31日まで延長し、利子補給の拡大についても令和3年12月31日まで延長しようとするものです。(保証協会の保証料については現行ですすでに全額補助)

これにより、緊急対策融資については、令和3年12月31日まで、保証料・利子について、実質ゼロとなるものです。

## ②予算

緊急対策融資(新型コロナウイルス感染症)の実施時期の延長に係る予算(利子補給及び保証料補助)については、今後、補正予算を計上し、対応する。

## ③参考資料

中小企業経営近代化資金緊急対策融資実施要綱(改正案)

中小企業経営近代化資金緊急対策融資利子補給実施要綱(改正案)

## ④その他

令和3年12月31日以降についても、国のセーフティネット保証制度の期間も参考に、町融資緊急対策融資(新型コロナウイルス感染症)の実施期間を検討します。

## 中小企業経営近代化資金緊急対策融資実施要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、中小企業経営近代化資金融資に関する条例（昭和45年条例第16号）第7条の2の規定に基づき、緊急対策融資を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第2条 緊急対策融資の対象となる災害その他非常の事態及び融資の実施時期については、別表のとおりとする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

### 別表

災害その他非常の事態	融資の実施時期
新型コロナウイルス感染症	令和3年7月1日から令和3年12月31日
新型コロナウイルス感染症	令和3年4月1日から令和3年6月30日
新型コロナウイルス感染症	令和3年1月1日から令和3年3月31日
新型コロナウイルス感染症	令和2年3月25日から令和2年12月31日

中小企業経営近代化資金緊急対策融資利子補給実施要綱（案）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、中小企業融資利子等補給条例（昭和 39 年条例第 26 号）（以下「利子補給条例」という。）第 3 条第 2 項の規定に基づき、利子補給を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲及び利子補給率）

第 2 条 この要綱の対象となる緊急対策融資は中小企業経営近代化対策融資実施要綱に定めるものとし、利子補給率は別表のとおりとする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

別表

対象融資（災害その他非常の事態）	対象借入期間	利子補給率
新型コロナウイルス感染症	令和 3 年 7 月 1 日から 令和 3 年 12 月 31 日	10 分の 10
新型コロナウイルス感染症	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 3 年 6 月 30 日	10 分の 10
新型コロナウイルス感染症	令和 3 年 1 月 1 日から 令和 3 年 3 月 31 日	10 分の 10
新型コロナウイルス感染症	令和 2 年 4 月 1 日から 令和 2 年 12 月 31 日	10 分の 10

## 2 めむろプレミアム商品券販売事業(新型コロナウイルス対策)について

### ①事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ消費の回復のため、プレミアム付商品券を販売する芽室町商工会に対し、その費用を補助する。

### ②実施主体

芽室町商工会

### ③商品券の発行総額・セット数(当初)

額面総額 150,000,000 円(販売総額 125,000,000 円 プレミアム率 20%)

1 セット/500 円券 12 枚/額面 6,000 円(販売金額 5,000 円) 25,000 セット販売

### ④申込受付状況

令和3年5月31日申込受付開始

令和3年6月18日申込期限 申込件数 37,633 セット(倍率約 1.5 倍)

### ⑤予定セット数超過分の対応について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期間に及んでおり、現時点で地元商店街等の売上回復までには至っていないことから、今回販売するプレミアム商品券については、地域内での消費と地元商店街の売上回復を図る目的から、申し込みのあったすべての方に販売することとし、その経費について、予備費充用で対応する。

なお、当初予定していたセット数を上回るセット数のプレミアム分についても、北海道のプレミアム付商品券発行支援事業(プレミアム分 20%のうち 10%を北海道が補助するもの)の補助対象になるため、今後補正予算(歳入)を計上し、対応する。

⑥予算額

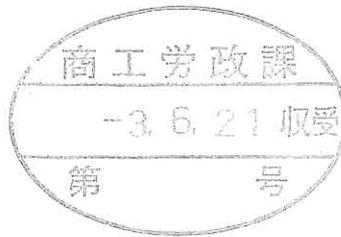
・4-1-10-18-31 プレミアム付商品券販売事業補助金-R2繰越（新型コロナウイルス対策商工業支援事業）

（現行）29,908千円（25,000セット）

（見込）44,842千円（37,633セット）

差額 14,934千円

差額について、予備費により対応することとし、その全額を、財源として地方創生臨時特例交付金を充てるもの。



芽商発 第 53号  
令和3年6月21日

芽室町長 手 島 旭 様

芽室町商工会  
会長 明 瀬 禎 純



## 要 望 書

新型コロナウイルス感染拡大に伴う地域経済の低迷、消費の冷え込み、それに伴う地元商店街や地域商工業の売上減少が顕在化していることから、地域における消費喚起・経済の回復を目的に、現在予約申込みを受付しております、令和3年めむろプレミアム付商品券ですが、発行総数25,000セットの中、申込期限である6月18日現在、38,000セット程となる多くの町民の皆様から申込みを頂きました。

応募多数の場合は抽選となる旨ご案内はしておりますが、現状ですと多数の方のご希望に添えない状況にあり、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う緊急事態措置の影響等により、低迷した地域経済の現状を鑑みると、地元商店街における消費喚起や地域内経済循環の回復が急務と考えます。

つきましては、令和3年度繰越予算に計上されている、めむろプレミアム付商品券販売事業の予算を追加対応頂き、すべての申込みに対応できるよう要望致します。